高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の改築工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第2項の規定に基づき公告します。

令和元年8月8日

西日本高速道路株式会社 代表取締役社長 酒井 和広

記

路	線	名		工	事	の	区	間	工事の種類	工事一部完了の日
九州縦貫自	熊本県人吉市七地町					改築工事	令和元年8月9日			

解散命令公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が 欠けており又はその所在が知れないので、中小企 業等協同組合法第106条第3項の規定に基づき、 解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

令和元年8月8日 東京都知事 小池百合子 記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第2項の規定 に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

共和事業協同組合

東京都港区赤坂三丁目13番13号

情報ビジネス協同組合

東京都港区虎ノ門三丁目2番7号虎ノ門プル クワビル3階

芙陽事業協同組合

東京都渋谷区東一丁目2番23号

アジア貿易開発協同組合

東京都足立区新田一丁目10番15-501号

教示

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2 この決定については、この決定があったこと を知った日の翌日から起算して6月以内に、東 京都を被告として(訴訟において東京都を代表 する者は東京都知事となります。)、処分の取消 しの訴えを提起することができます(なお、こ の決定があったことを知った日の翌日から起算 して6月以内であっても、この決定の日の翌日 から起算して1年を経過すると処分の取消しの 訴えを提起することができなくなります。)。た だし、上記1の審査請求をした場合には、当該 審査請求に対する裁決があったことを知った日 の翌日から起算して6月以内に、処分の取消し の訴えを提起することができます(なお、当該 審査請求に対する裁決があったことを知った日 の翌日から起算して6月以内であっても、当該 裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると 処分の取消しの訴えを提起することができなく なります。)。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の規 定により、次の免許状は失効した。

令和元年8月8日

熊本県教育委員会

1 失効した免許状

 氏名
 原
 民生
 本籍地
 熊本県

 生年月日
 昭和43年7月24日

免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者

(1) 中学校教諭一種免許状(保健体育・保健) 平02中 1 第1192号

平成3年3月25日 茨城県教育委員会

(2) 高等学校教諭一種免許状(保健体育・保 健)

平02高1第1235号

平成3年3月25日 茨城県教育委員会

- 2 失効年月日 令和元年7月2日
- 3 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢80代半ばの男性、 身長161センチメートルくらい、体格痩せ形

上記の者は、平成30年8月16日午前8時5分頃 東京都江東区亀戸7丁目56番2-204号室内で俯 せの状態で発見された。死亡日は、平成30年8月 14日頃(推定)。

遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管 してあります。心当たりの方は、当区生活支援部 保護第二課まで申し出てください。

令和元年8月8日

東京都

江東区長 山﨑 孝明

公示送達

寄居都市計画事業ふかや花園駅前土地区画整理 事業に係る下記の者に対する土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第1項及び第5項並びに第99条第2項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

令和元年8月8日

寄居都市計画事業

ふかや花園駅前土地区画整理事業

施行者 深谷市

代表者 深谷市長 小島 進

記

- 1 送付を受けるべき者の住所及び氏名 住所 埼玉県深谷市黒田1689番地 氏名 沼尻 進
- 2 通知の内容

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第 98条第1項及び第5項並びに第99条第2項の規 定により、寄居都市計画事業ふかや花園駅前土 地区画整理事業において定められた別添のとお り仮換地指定をします。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に埼玉県知事に審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。)
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に深谷市(訴訟においては深谷市を代表する者は深谷市長)を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- 3 上記1の審査請求をした場合においては、当 該審査請求に対する裁決があったことを知った 日の翌日から起算して6箇月以内に深谷市を被 告として処分の取消しの訴えを提起することが できます。

なお、別添の掲載は省略し、それらを深谷市黒 田109番1の掲示場所において掲示しています。